

栃木県少年の主張発表大会実施要綱

1 趣 旨

この要綱は、「栃木県少年の主張発表大会」（以下「発表大会」という。）の開催について必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

発表大会は、県内の中学生が日常生活の中で感じていることや考えていることを発表することにより、若者としての誇りと自主性を育てるとともに、広く社会に訴えることにより、同世代の少年の意識の啓発及び青少年の健全育成に対する大人の理解と関心を深めることを目的とする。

3 主 催

栃木県青少年育成県民会議(公益財団法人とちぎ未来づくり財団)、
栃木県、栃木県教育委員会、独立行政法人国立青少年教育振興機構、
市町、市町教育委員会、各地区青少年育成連絡協議会

4 共 催

栃木県更生保護女性連盟

5 後 援 (予定)

栃木県中学校長会、栃木県PTA連合会、栃木県子ども会連合会、NHK宇都宮放送局、
下野新聞社、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビ

6 開催方法

発表大会は、地区大会及び県大会とし、次により開催する。

(1) 地区大会

県内を〔別表〕の8地区に分け、地区ごとに各中学校等から代表として選出された者を発表者として開催する。

(2) 県大会

各地区大会において選考された者を発表者として開催する。

7 参加者

発表大会に参加できる者は、次のとおりとする。

(1) 発表者

地区大会については、中学校等（中学校・特別支援学校中等部・中等教育学校前期課程・義務教育学校後期課程・各種学校で中学校に相当する学年）に在学している生徒で、各校で行う校内発表大会等を通じて代表として選出された者とする。

県大会については、各地区大会において選考された者とする。

(2) 発表者以外の参加者

中学生、教職員、育成関係者及び保護者（一般を含む）とする。

8 発表内容

発表内容は、概ね次の各号のいずれかに該当し、心からの思いや考えたこと、感銘を受けたことなどを、少年らしい自由でユニークな発想と飾り気のない言葉でまとめたものとする。

(1) 社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など。

(2) 家庭、学校生活、社会（地域活動）又は身の回りや友だちとの関わりなど。

(3) テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会のさまざまな出来事に対する意見や感想、提言など。

9 表彰等

地区大会及び県大会における発表者等に対しては、次のとおり表彰等を行う。

(1) 表彰は、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞とし、審査委員会においてそれぞれ選考し、賞状及び賞品を贈呈する。

(2) 発表者全員に対して記念品を贈呈する。

(3) 最優秀賞受賞者を全国大会に推薦する。

10 審査委員及び審査委員会

(1) 審査委員

受賞者を選考するため、中学校教育及び青少年育成に関して学識経験を有する者並びに関係行政機関の職員のうちから発表大会の審査委員を委嘱する。

(2) 審査委員会

発表者の発表終了後、審査委員による審査委員会を開催し、受賞者を選考する。

11 事務局

発表大会の事務局は、次のとおりとする。

- (1) 発表大会の総括及び県大会の開催については、事務局を栃木県青少年育成県民会議（公益財団法人とちぎ未来づくり財団・栃木県総合文化センター内）内におき、関係機関と協議して事務を行う。
- (2) 地区大会の開催については、事務局を各地区青少年育成連絡協議会事務局（県民協働推進課及び各関係健康福祉センター内）内におき、関係機関と協議して事務を行う。

12 その他

- (1) 応募作品の出版権は、栃木県青少年育成県民会議（公益財団法人とちぎ未来づくり財団）に帰属する。
- (2) その他発表大会の実施細目等必要な事項については、開催要領等を毎年度別に定めることができる。

- 附 則 この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、昭和 61 年 4 月 23 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 7 年 3 月 14 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 8 年 4 月 8 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 9 年 4 月 4 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 13 年 5 月 16 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 5 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

[別表]

地 区	参加校の範囲
河 宇	宇都宮市、上三川町
上都賀	鹿沼市、日光市
芳 賀	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
下都賀	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
那 須	大田原市、那須塩原市、那須町
安 足	足利市、佐野市
塩 谷	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町
南那須	那須烏山市、那珂川町